

**奈良県告示第百二十一号**

奈良県測量業者登録簿閲覧規程（昭和三十七年一月奈良県告示第四百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

第四条中「閲覧時間」の下に「若しくは閲覧所の休業日」を加える。